

諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（改正案）
（H28年度総会資料：会則修正箇所のみ抜粋しています。）

第5章 会計

（会費）

第16条 会費は入会金、期会費、月会費、ビジター料とし、月会費は毎月口座振替により納入するものとする。

2 入会金は、入会の際支払うものとし、1人3,000円とする。

3 期会費、月会費の額は次表のとおりとする。

正選手・準選手 （小学生、 中学生）	月額 10,000 円（兄弟姉妹が在籍する場合 2 人目は 6,000 円、3 人目以降は 1 人 4,000 円）
正選手・準選手 （高校生）	前期・後期各 24,000 円（前期は 4 月末までに、後期は 10 月末までに一括で支払うものとする。ただし、事情がある場合は分割納付を認める。）
休会費	無料

4 ビジター料金は 1,000 円とし、練習の都度会計、高校生会計又は会計補が徴収するものとする。

5 他チーム選手のビジター料金は、**練習時間に応じて1時間枠は 1,500 円、また 1.5 時間枠は 2,000 円とし**、練習の都度会計、高校生会計又は会計補が徴収するものとする。

6 ゴーリーである選手については、一切クラブからの防具の貸与を受けていない場合限り、月会費を 6,000 円とする。兄弟姉妹がいる場合は、ゴーリーである選手を 1 人目とし、兄弟姉妹を 2 人目以降として取り扱う。

7 必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

8 賛助金は、クラブに協賛する団体、個人及び企業等からの寄付金をいう。

（費用の負担区分）

第17条 練習及び大会参加料等の費用は次に定めるものはクラブの負担とする。

（1）やまびこスケートの森で行う練習のリンク使用料の全額

（2）年間計画に定められた大会の参加料の全額

（3）監督、コーチの交通費及び宿泊費等の全額

（4）連盟登録費用

~~（5）保険料~~

~~（5）~~ 練習試合等のリンク使用料（予算の範囲内とする）

~~（7）~~ 6 代議員の代議員会等出席のための交通費

2 前項に定める交通費及び宿泊費等のうち他から支払いを受ける場合はクラブでは負担しない。

第8章 雑則

（保険及び免責）

第23条 選手及び監督、コーチは全員保険に加入する。大会及び練習時等において発生した事故の賠償責任は保険の範囲内とする。

なお、選手の保険加入にあたっては保護者が責任を持って行うこととする。

附 則

5 **一部改正後の会則は平成 29 年 4 月 15 日に施行する。**